

議 案 第 4 号

富士見市職員の育児休業等に関する条例及び富士見市職員の勤務時間、

休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）及び富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星野光弘

提 案 理 由

育児休業に係る子の範囲の拡大等に伴い、富士見市職員の育児休業等に関する条例及び富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員の育児休業等に関する条例及び富士見市職員の勤務時間、
休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を
次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22
年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親
その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、
同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となること
を希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同
法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該
育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲
げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1
号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該
育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる
場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求
に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した
場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第

3号の規定による措置が解除された場合

第2条 富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

(富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「までの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第14条において同じ。）」を加え、同条第4項中「子のある職員（」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第14条において同じ。）のある職員（」に改める。

第14条第2項第6号中「親」の次に「（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親とな

ることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。」を加え、同項第14号中「妻」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）」を加える。

第4条 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第4項中「第6条の4第1項に規定する里親」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者」を削る。

第14条第2項第6号中「第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第2項」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号」に、「により、養子縁組によつて養親となる」を「により、養育する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。